

議案第八十七号

港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

令和五年十一月二十七日

港区教育委員会

令和5年11月27日
教育委員会議案資料 No. 4

港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）
港区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年港区教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三の表に次のように加える。

港区立御成門小学校 港区立御成門中学校	港区立小中一貫教育校 御成門学園
------------------------	---------------------

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

港区立学校の管理運営に関する規則新旧対照表

(前略) (小中一貫教育校) 第二十一条の三 (略)		小中学校 港区立港陽小学校 港区立港陽中学校 港区立白金の丘小学校 港区立白金の丘中学校 港区立赤坂小学校 港区立赤坂中学校 港区立御成門小学校 港区立御成門中学校		小中一貫教育校の名称 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 港区立小中一貫教育校 御成門学園	
		(後略)		(後略)	
(前略) (小中一貫教育校) 第二十一条の三 (略)		小中学校 港区立港陽小学校 港区立港陽中学校 港区立白金の丘小学校 港区立白金の丘中学校 港区立赤坂小学校 港区立赤坂中学校		小中一貫教育校の名称 (略) (略) (略) (略) (略)	
		(後略)		(後略)	
付 則 この規則は、令和六年四月一日から施行する。					

港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

審議内容

令和6年4月に御成門小学校と御成門中学校を小中一貫教育校として新たに開校することに伴い、「港区立学校の管理運営に関する規則」を一部改正します。

1 改正理由

御成門小学校と御成門中学校については、教育の質の向上と子どもたちの健やかな成長を目的として、令和6年4月から小中一貫教育校へ移行すること及びその名称を「港区立小中一貫教育校御成門学園」とすることを令和5年8月21日開催令和5年第20回港区教育委員会臨時会において審議決定しています。

この度、小中一貫教育校の予定通りの開校が見込まれるため、港区立学校の管理運営に関する規則を一部改正し、必要な規定を整備します。

2 改正内容

御成門小学校と御成門中学校を小中一貫教育校として位置付け、小中一貫教育校の名称を「港区立小中一貫教育校御成門学園」と規定します。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 今後のスケジュール

令和6年4月 小中一貫教育校 御成門学園開校

○港区立学校の管理運営に関する規則（抄）

（小中一貫教育校）

第二十一条の三 次の表の上欄に掲げる小中学校は、知育、徳育及び体育の調和ある教育課程の下で、小中学校が一貫性のある教育活動を図るため、小中一貫教育校とし、同表の下欄に掲げる名称を称する。

小中学校	小中一貫教育校の名称
港区立港陽小学校 港区立港陽中学校	港区立小中一貫教育校 お台場学園
港区立白金の丘小学校 港区立白金の丘中学校	港区立小中一貫教育校 白金の丘学園
港区立赤坂小学校 港区立赤坂中学校	港区立小中一貫教育校 赤坂学園
<u>港区立御成門小学校</u> <u>港区立御成門中学校</u>	<u>港区立小中一貫教育校 御成門学園</u>

2 前項の表の上欄に掲げる小中学校の校長を併任する者は、同表の下欄に掲げる小中一貫教育校を代表する。

※下線部が今回改正部分